

## 「国と地方の協議の場」のあり方についての提言

新政権は、その政策の中心に「地域主権」の確立を掲げ、その担い手は、基礎的自治体であることを明言している。さらに、その推進のため、基礎的自治体の能力や規模に応じて、対応可能なすべての事務事業の権限と財源を国及び都道府県から移譲し、例えば30万人程度の都市、即ち我々中核市に対しては、政令指定都市と同等レベルの事務権限を移譲するとしている。

中核市市長会は、これらを大いに歓迎評価するとともに、様々な権限や財源が基礎的自治体に移譲されることによって、少しでも早く「地域主権」が実現されることを、切に願って止まない。

また、我々中核市にあっても、これまで以上に、移譲される権限や財源にふさわしい政策立案や事業遂行力の向上に努め、地域の中核としての役割を果たしていく所存である。

ところで、このような「地域主権」の確立に向けての具体策として、政府はこれまで任意に行われてきた「国と地方の協議の場」を法制化し、地方の声、現場の声をつぶさに聴取し、国と地方の関係を対等・協力の関係に改めるとしている。

現在、全国市長会を構成する806市区の都市人口は、全人口の約九割を占め、数千人規模の都市から三百万人を超える都市まで大きな多層性があり、さらには、面積、財政力、地域資源、風土や特性など実に多様である。「国と地方の協議の場」は、これらの多様な都市の思い、地方の声、現場の声を十分に汲み上げるような仕組みでなければいけない。中核市市長会は、自立した真の「地域主権」の確立のため、「国と地方の協議の場」のあり方について、下記のとおり提言する。

### 記

- 1 「国と地方の協議の場」においては、公約されているとおり、地方分権・地域主権の担い手である、住民に最も身近な基礎自治体の声が、現場の声として最大限尊重され、**国と地方が対等の立場で議論できること。**
- 2 都市規模や能力、置かれた環境や当面する課題も大きく異なる都市の声を、つぶさに聴取できるよう、例えば中核市市長会をはじめ、指定都市市長会など規模に応じた都市階層ごとの代表が参加することなど、「国と地方の協議の場」において、多層的な**基礎的自治体の思い、地方の声が十分に反映できるような仕組み**を検討されたい。